

# 長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

## 1 改正理由及び改正内容

子育て部分休暇等の設置（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）に伴い、課長及び所の長の専決事項に子育て部分休暇等を加える。

## 2 施行期日

令和3年4月1日

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の(2)のロ中「特別休暇」の次に「、不妊治療休暇、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>(別表第5) (第7条関係)</p> <p>所の長が専決する事項</p> <p>1 所の長が共通して専決する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 職員の服務及び給与に関する次の事項</p> <p>(略)</p> <p>コ 職員の年次休暇、療養休暇(引き続き30日を超えるものを除く。)、<u>特別休暇、不妊治療休暇、子育て部分休暇、育児休業及び部分休業</u>に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(別表第5) (第7条関係)</p> <p>所の長が専決する事項</p> <p>1 所の長が共通して専決する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 職員の服務及び給与に関する次の事項</p> <p>(略)</p> <p>コ 職員の年次休暇、療養休暇(引き続き30日を超えるものを除く。)、特別休暇、育児休業及び部分休業に関すること。</p> <p>(略)</p>